二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年一月二十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
山梨県南巨摩郡身延町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、身延町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年一月二十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
山梨県南巨摩郡身延町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、身延町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年一月二十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
三重県尾鷲市大字南浦字小原野奥楠堂一七七四の一、字八ケ尾三七六五の一（次の図に示す部分に限る。）、三七六七、字座ノ下隠谷三七六二の一・三七六三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三七六二の二、三七六三の八、三七七〇の三、三七七〇の五、大字行野浦字松本在ノ上一四一の一、字長谷一八〇の一、曽根町字六条一七の一〇から一七の一二まで、一七の一六、一七の一八から一七の二〇まで、一七の二八、須賀利町字丹生三八から四一まで、北牟婁郡紀北町紀伊長島区大原字鯛ノ又一二四、一二六、一二六の一、一二八、一二九、一二九の一、一三四、字井ノ谷一四六から一四八まで、一四六の一、一四九の一、一四九の二、一五一、一五四、紀伊長島区十須字曽黒一〇九三の二〇、字猿ケ谷一〇二の一から一〇二の七まで、一〇二の一二、一〇二の一三、一〇二の一五から一〇二の一九まで、紀伊長島区海野字谷口三八三の一（次の図に示す部分に限る。）、紀伊長島区長島字大池ノ上一九〇（次の図に示す部分に限る。）、一九〇の一、一九〇の四、一九〇の五、字瀧ケ谷一九七の二（次の図に示す部分に限る。）、一九五の一、一九六、一九六の一、一九七の一、一九八から二〇〇まで、二〇〇の一、二〇〇の二、二〇二、二〇三、二〇三の一、字加田大飛車戸一八〇三の二・一八〇四の五から一八〇四の七まで・一八〇六の二・一八〇七の二・一八〇九の二・一八一五の三・一八一六の一・一八一六の三（以上十筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・一八〇三の三（国有林）、一八〇二の一、一八〇三の一、一八〇四の一、一八〇四の二、一八〇四の四、一八〇六の一、一八〇七の一、一八〇八、一八〇九の一、一八一〇、一八一一、一八一四、一八一五の一、一八一六の二、紀伊長島区島原字鯛ノ谷一四九四・一四九六・一四九七・一四九八の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一四九三の一、一四九四の一、一四九五、一四九七の一、字比金剛三一二五・三一二六の一・三一四三の一・三一五一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、三一一六、三一一七、三一四四、三一四九、三一五〇、三一五四の二、海山区中里字大平四二六、海山区船津字椎戸五二一、五三七から五三九まで、字前柱五六四の一・五六五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字切間九九一から九九三まで、九九二の二、海山区相賀字ハセカ谷一二四の一五、字赤松一二四の一六、字平尾火ノ谷一七〇二、字砥石一四一三の五（次の図に示す部分に限る。）、一四一一の一から一四一一の八まで、字ヘタ一二二の一八、一二二の一九、一二二の九三、字瀬尻一四六八の二・一四七六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一四六八の三、一四六九から一四七四まで、一四七八、海山区小浦字小籠一二一・一二三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字橘谷一三六、字大谷一三七・一三九・一三九の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一三九の一、一三九の四、海山区引本浦字孫右衛門谷七一六、七一八から七二五まで、海山区島勝浦字赤島四三七、字谷地二九七、三〇八の四、海山区小山浦字廣子九一五の三、字瀬尻九五四、九五七、九五九、海山区馬瀬字惣谷一九八（次の図に示す部分に限る。）、字高石垣二〇五・二〇五の一・二〇六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇六、二一七、字口潜り二〇九・二一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二一一、字木綿谷二三二・二三五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二三〇、二三一、海山区矢口浦字大谷平山八六二の一八（次の図に示す部分に限る。）、八六二の三、八六二の一一、字大谷八二〇、字元谷九〇九の一、字生熊樫ノ木谷一〇三九、字生熊一〇四〇の一二（次の図に示す部分に限る。）、一〇四〇の一三、一〇四〇の一四、海山区便ノ山字砂川原八四三の一、八四三の二六、八四三の二九から八四三の三五まで、海山区河内字上相場五一六から五二〇まで、五二一、五二四、五二五
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(一)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大平四二六・字椎戸五二一・字平尾火ノ谷一七〇二・字廣子九一五の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字赤島四三七
(二)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(三)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(四)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに尾鷲市役所及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年一月二十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
(一)　所　北海道松前郡福島町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備